

令和元年度定期監査(5)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和元年度定期監査(5)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和元年8月16日から同年9月4日までの間において実日数14日間

方針

令和元年度練馬区監査基本計画に基づき、平成30年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 業務委託等の仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。
- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について(通知)」(平成30年5月25日付け30練総職第333号)が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。
- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。
- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づいた施設管理が行われているか。

(ケ) 追録図書と定期刊行物の購入に際して、代替手段を検討するなど購入の必要性を検証しているか。

イ 重点事項

(ア) 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成25年11月21日付け25練会第434号)に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。

(イ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成30年12月21日付け30練総経第1178号)が遵守されているか。

(ウ) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。補助金等の効果について検証が行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

対象部課等

ア 企画部情報政策課

イ 福祉部

(ア) 管理課

(イ) 障害者施策推進課

(ウ) 障害者サービス調整担当課

(エ) 生活福祉課

(オ) 練馬総合福祉事務所

(カ) 光が丘総合福祉事務所

(キ) 大泉総合福祉事務所

ウ 高齢施策担当部

(ア) 高齢社会対策課(以下の施設を含む。)

・ 敬老館3館

大泉北、三原台、上石神井

(イ) 高齢者支援課

(ウ) 介護保険課

エ 健康部(練馬区保健所)

(ア) 健康推進課

(イ) 生活衛生課

(ウ) 保健予防課

(エ) 豊玉保健相談所

(オ) 北保健相談所

(カ) 大泉保健相談所

(キ) 関保健相談所

- 才 地域医療担当部
 - (ア) 地域医療課
 - (イ) 医療環境整備課

2 監査結果

適正に行われていた。